

G 2 0新潟農業大臣会合開催推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、G 2 0新潟農業大臣会合開催推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、2019年に新潟市で行われるG 2 0新潟農業大臣会合（以下「大臣会合」という。）の成功を期するため、県民・市民とともに協力、支援を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大臣会合に対する支援、協力及び受入れに向けた準備に関する事。
- (2) 関係団体及び機関との連絡調整等に関する事。
- (3) 大臣会合に関連した広報・啓発等に関する事。
- (4) 大臣会合関連事業の企画及び実施に関する事。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業に関する事。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長、監事、委員、最高顧問、特別顧問、顧問及び参与をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名

2 会長は、新潟市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その仕事を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第7条 委員の任期は、協議会が解散するまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員に就任した者が、その属する団体において就任したときの役職を離れたときは、当該委員の任期は当該役職にあった日までとする。

3 前項の規定により委員が欠けたときは、前任者の属していた団体において当該者の後任となった者が委員に就任するものとする。

(顧問等)

第8条 協議会に最高顧問、特別顧問、顧問及び参与（以下「顧問等」という。）を置く。

- 2 最高顧問は、新潟県知事をもって充てる。
- 3 特別顧問は、新潟県議会議長をもって充てる。
- 4 顧問は、新潟県選出国會議員をもって充てる。
- 5 参与は、会長が選任する。
- 6 顧問等は、会長の求めに応じ、協議会に対して助言を行う。
- 7 顧問等の任期は、前条の規定を準用する。

(総会)

第9条 協議会の総会（以下「総会」という。）は、会長、副会長、監事及び委員をもって構成し、会長が招集し、議長となる。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 役員を選出に関すること。
 - (3) 事業計画、予算及び決算に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める事項
- 3 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前各項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認めるときは、審議すべき事項について、書面により委員に可否を求め、議決に代えることができる。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(会計)

第10条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会計期間は、予算の成立の日に始まり、決算報告の承認の日をもって終了する。

(解散)

第11条 協議会は、事業の目的を達成したとき、総会の議決を経て解散する。

- 2 協議会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、新潟市役所に事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年5月14日から施行する。

(この規約の失効)

2 この規約は、協議会が解散した日に、その効力を失う。